

「学校いじめ防止基本方針」

磐田市立向陽中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめとは、「生徒が、当該生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人間関係にある生徒から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じていること」である。いじめの表れとして、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われること」「仲間はずれや集団から無視をされること」「軽く体を当てられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりすること」「体当たりされたり、なぐられたり、けられたりすること」「金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること」「パソコンや携帯電話等インターネットで、誹謗中傷や嫌なことをされること」などが考えられる。いじめを受けた生徒は教育を受ける権利を著しく侵害され、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを絶対に行わず、及び他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することが絶対にならないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを主旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、また、いじめが見て見ぬふりをされず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、教育委員会、警察署等の関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 組織「いじめ検討委員会」

〈構成員〉 学校長 教頭 教務 生徒指導主事 学年主任 養護教諭

(スクールカウンセラー 心の相談員 PTA会長)

〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に關すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に關すること。

〈開催〉 週1回を定例会とし、情報交換をする。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級活動の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。また、生徒会を中心にいじめ防止について自主的に活動できるように支援する。

② いじめの早期発見のための対策

- ・ 担任を中心に、日頃より生徒との関わりを密にし、情報収集を徹底する。
- ・ いじめの防止及び早期発見のため、在籍する生徒に対する定期的な調査（生活アンケート）を学期1回は実施する。
- ・ いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・ 教育相談を年2回（6・11月）実施する
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止しさらに効果的に対処できるように、年度初めに、外部講師を招き、「インターネット」教室を開催する。授業参観会の形式で、生徒、保護者同伴で講演を聞く。
- ・ 入学説明会、PTA総会、PTA参観会・懇談会等の機会を捉えて説明会を実施する。
- ・ リーフレット等、資料を活用した啓発活動を実施する。

⑤ いじめの再発防止のための対策

- ・ 生徒の日頃の表れについて、教育委員会や警察等、外部関係諸機関との継続した情報交換に努める。

(3) いじめ防止等に関する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、直ちに学校長に報告すると共に、「いじめ検討委員会」を中心に組織的に対応する。また、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒を、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。
- ・ いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と速やかに連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、磐田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめを防止するための取組に関すること。
- ・ いじめを早期発見するための取組に関すること。
- ・ いじめの再発を防止するための取組に関すること。